

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部改正案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項）</p> <p>第二十三条の九の五 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>「一〇八 略」</p> <p>九 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、通信の交換等又は伝送に関するネットワーク管理において、その提供する電気通信役務の利用者又は当該通信を取り扱う電気通信事業者に対する不当な差別的取扱い及び当該通信の内容による不当な差別的取扱いを行わない旨</p> <p>十 略</p> <p>十一 略</p> <p>〔2 略〕</p>	<p>（第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項）</p> <p>第二十三条の九の五 「同上」</p> <p>「一〇八 同上」</p> <p>〔新設〕</p> <p>九 同上</p> <p>十 同上</p> <p>十一 同上</p> <p>〔2 同上〕</p>

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十四条第二項の規定により届け出ている接続約款について、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）の規定に合致させるため、この省令の施行の日から三月以内に同項の規定に基づく変更の届出をしなければならない。

3 この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十四条第二項の規定により届け出ている接続約款は、前項の変更届出があるまでの間は、新施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。